

NCCU NEWS

埼玉支部のみなさんへ

埼玉 第5号

2025年9月19日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 埼玉支部長 柴崎森夫

編集人 東北・北関東総支部常任 溝口雅順

連絡先 担当 溝口 TEL:03-5730-9381

FAX:03-5730-9382

8月24日、支部委員会において、 埼玉県議会「水村あつひろ」議員と 埼玉県訪問介護事業所における複数訪問費用補助金 について、意見交換を行いました。



冒頭水村県議から「埼玉県訪問介護事業所における複数訪問費用補助金」についての説明が行われ、今回の背景として、「本制度は毎年200万円～480万円程度の予算確保をしているが、制度の活用が極めて少ない現状である」とのことであり、「何が問題で活用されていないのか？」を支部委員会にて情報収集したいとの申し出がありました。本補助金制度の概要は下記の内容です。

※引用先：埼玉県HP→介護従事者のハラスメント対策
→訪問介護サービスにおける安全確保対策について（通知）

訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金

(1) 概要

複数の訪問介護員等が訪問介護・訪問看護を行った際、利用者やその家族等の同意を得られず、介護報酬が算定できない場合に費用を補助

(2) 補助基準額の例

訪問介護 30分以上（身体介護が中心である場合） 3,960円/回

訪問看護 30分以上（看護師等による複数人訪問の場合） 4,020円/回

(3) 補助率

10 分の9

(4) 補助対象事業者

埼玉県内に所在する訪問介護等（※）を行う事業所を設置している事業者

（※）指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護又は指定介護予防サービスに 該当する介護予防訪問看護

(5) 受付方法

交付申請を行う前に、補助要件に適合するかどうか事前協議により審査を行います。申請を検討される場合は、手続きを御説明いたしますので下記担当宛てに電話でお問い合わせください。

担当 施設・事業者指導担当

電話 048-830-3254

I「埼玉県訪問介護事業所における複数訪問費用補助金」について、

1.「周知されているか」の確認

支部委員会出席者のうち、支部委員1名のみ把握。その支部委員はケアマネージャーとして、利用者の相談内容から、対応できる行政の施策、制度の有無を調べていたところ、本制度を知ることとなった。他の支部委員については、制度自体を「知らなかった」。

2.「必要性」に関して出た意見

- ① 介護職員の身体への危険を回避することが最優先ならば、相当の危険な暴力、また精神的な苦痛に対し、2名程度の複数訪問では不安。
- ② 事前の立ち回り方の指導、訓練マニュアルも無く、事が起れば大きな責任問題となる。
- ③ 暴力・ハラスメント行為を制する対応としても根本的な解決にはならない。
- ④ そもそも所属の介護職員が不足している。



3.「制度の利用」について出た意見

支部委員の意見はおおむね「本制度を知っていたとしても活用しにくい状況」あることを伝えた。

II その他に出た意見・要望として

- ① 特殊な案件に対しては、行政側が介護員の専門チームを編成する等、考えていただきたい。
- ② 特殊な利用者の詳細情報を県や市が蓄積し対応パターンを設定。また情報を「見える化」するべき。
- ③ 契約時に重要事項説明書とともに、暴力・ハラスメントによる契約解除ができる文言を示したうえで契約を行なっているが、利用者よりも、家族側に暴力・ハラスメントが多く言うことをきかないので、家族向けの対策を考えていただきたい。
- ④ 現場の介護員は、今、目の前で起きていることが、警察対象事案(被害届)なのかの判断は困難。マニュアルや研修が必要。

この意見・要望を受け水村県議は「本制度の活用促進の新たな課題も見えてきた。現場を担う生の声を聴くことで、課題の検証ができ、大きな収穫であった。」と発言された。

次ページからは、関連する案内文・ポスターですのでご確認・ご活用ください。

※引用先：埼玉県HP→介護従事者のハラスメント対策→訪問介護サービスにおける安全確保対策について（通知）

各訪問系介護サービス事業所管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

訪問系介護サービスにおける安全確保対策について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、訪問系介護サービス従事者が安心して働くことができるよう、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等について相談できる「埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター（別添1）」を開設し、埼玉県警察本部の協力の下、「訪問医療等訪問時における安全対策（別添2）」を作成するとともに、「訪問系介護事業所における複数訪問費用補助制度」を創設し、安全確保対策を講じてきたところです。

そのような状況の中、3月24日に川口市内で訪問診療医等が監禁される事件が発生しました。

訪問系介護サービス従事者の安全確保対策を講じていただくとともに、訪問介護等の現場において、利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等でお困りの際は、下記の「専用相談窓口」、「警察安全相談」及び「訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金」を御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 専用相談窓口

（1）名称

埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター

（2）相談対象

県内の訪問介護・訪問看護事業所や、介護施設、障害児者施設の職員等

（3）相談内容

利用者・利用者家族等からの暴力・ハラスメント等に対する対応方法など

（4）相談方法

電話（048-783-5263）又はWebからの問合せ

(5) 相談受付時間

月曜日～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)

※Webからの問合せは24時間毎日受付

2 警察安全相談

(1) けいさつ総合相談センター

電話 #9110(携帯電話からも利用可)

ダイヤル回線及び一部のIP電話からは、相談専用電話(048-822-9110)

(2) 警察安全相談室(各警察署)

電話 各警察署代表電話

電話、面談どちらでも対応(来署の場合、予め警察署代表電話へ連絡)

※急がない場合、平日8時30分～17時15分

3 訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金

(1) 概要

複数の訪問介護員等が訪問介護・訪問看護を行った際、利用者やその家族等の同意を得られず、介護報酬が算定できない場合に費用を補助

(2) 補助基準額の例

訪問介護 30分以上(身体介護が中心である場合) 3,960円/回

訪問看護 30分以上(看護師等による複数人訪問の場合) 4,020円/回

(3) 補助率

10分の9

(4) 補助対象事業者

埼玉県内に所在する訪問介護等^(※)を行う事業所を設置している事業者

(※) 指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護

(5) 受付方法

交付申請を行う前に、補助要件に適合するかどうか事前協議により審査を行います。申請を検討される場合は、手続きを御説明いたしますので下記担当宛てに電話でお問い合わせください。

担当 施設・事業者指導担当

電話 048-830-3254

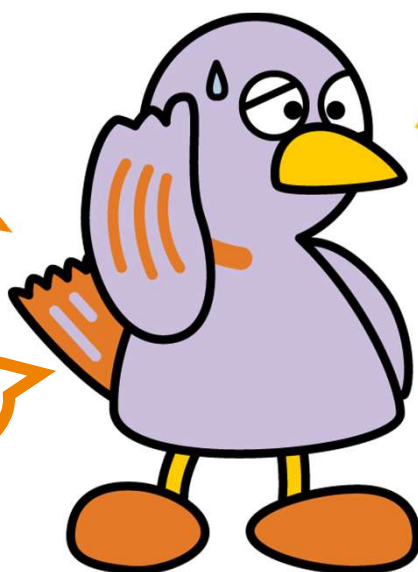
怖い、不安など困ったときは、まずはお電話ください。

埼玉県介護・障害福祉事業所等 暴力・ハラスメント相談センター

利用者やそのご家族などからの暴力や暴言、ハラスメント行為など
でお困りの際はご相談ください。

利用者から
怒鳴られたり、叩かれ
たりしている

利用者から
卑猥な言動をうけた



利用者家族から
無理難題を言われ
困っている

利用者家族から
誹謗中傷された

埼玉県のマスコット「コバトン」

相談対象

県内の訪問介護・訪問看護事業
所や、介護施設、障害児者施設
の職員等

相談内容

利用者・利用者家族等からの暴力・
ハラスメント等に対する対応方法など

連絡先

☎ 048-783-5263

※WEBからもご相談いただけます(QRコードから)



相談時間

月～金曜日 9:00～17:00

(ただし、祝日・年末年始12/29～1/3は除く)

※WEBからのご相談は24時間毎日受付

委託元

埼玉県福祉部高齢者福祉課・障害者支援課

受託運営

株式会社ウィ・キャン





訪問医療等訪問時における安全対策

● 110番通報

1 緊急の時の対応

- ・危険を感じる場面は、**110番**へ通報
- ・相手から距離を取り、屋外に避難し落ち着いて通報

2 通報の具体例（危険を感じる場面）

- ▶暴力を受けた・受けそうだ、相手が暴れて手におえない
- ▶身に不安を感じるような暴言を申し向けられた
- ▶刃物等凶器になる物が無造作に放置してある



警察への相談は
110番ではなく
「#9110」へ

県警HP

メールフォーム



● 警察安全相談

- ・緊急性のないご相談、通報、情報提供、要望に対応
- ・**24時間受付**（土日祝日・夜間は当直対応）

1 相談先

① けいさつ総合相談センター

- ・電話 **#9110**（携帯電話からも利用可）
※ダイヤル回線及び一部のIP電話からは、
相談専用電話 **048-822-9110**



② 警察署 警察安全相談室

電話 **各警察署代表電話**

- ・電話、面談どちらでも対応（来署の場合、予め警察署代表電話へ連絡）
※急がない場合、平日8時30分から17時15分

2 警察安全相談の具体例（相談・通報・情報提供）

- ▶暴れる利用者がいるがどう対応したらよいか
- ▶利用者からの暴力、ハラスメント、今後の対応について相談したい
- ▶先日利用者から暴力的な言葉で脅された、被害届を出したいなど

3 警察安全相談後の対応（不安の解消、犯罪の未然防止）

- ▶相談者に対する防犯指導・助言、相手に対する警告・注意
- ▶パトロール要望の受理、適切な機関の紹介
- ▶被害届の受理、事件化

4 訪問前の心構え

- ▶不安のある家庭への訪問は、複数で対応
- ▶不測の事態に備えた連絡方法を検討



● メンタルヘルス相談

○ 県立精神保健福祉センター

- ▶埼玉県こころの電話（平日9時～17時）電話：**048-723-1447**
- ▶精神保健福祉相談（平日9時～17時）電話：**048-723-6811**（来所相談予約）
- ※住所地を管轄する**保健所等**でも相談を受け付けています。